

妊産婦・乳児健康診査費用の助成について

【助成対象】

① 県外で受診したとき

- ・ 里帰り出産など県外医療機関等で受診された健康診査費用が対象です。

② 妊婦健康診査を受診票14回分以外に受けたとき

- ・ 基本的な妊婦健康診査項目（診察、血圧、体重測定、尿検査、子宮底長、腹囲）が対象です。追加2回分まで助成。
- ・ 令和8年度助成限度額 5,780 円/（医療機関）、4,710 円/回（助産所）

受診された時点において、白山市に住所を有することが必要です。
限度額より支払額が少ない場合は、支払額が助成金額となります。
なお、助成限度額は、受診時期(妊娠週数)により異なります。
母子健康手帳発行前の診療分及び保険診療分は該当しません。

【申請方法】

申請時期：受診した月の翌月から1年以内

（例）4月受診分は翌年の4月末日までに申請してください。

申請窓口：いきいき健康課（健康センター松任内）

鶴来保健センター

【申請に必要なもの】

① 妊婦、産婦及び乳児健康診査費助成申請書

（申請窓口、市のホームページにもあります）

② 医療機関等発行の健診費用がわかる領収書

（妊産婦・乳児健診費用であることが記載されているもの。

レシート不可）

③ 診療明細書（健診費の明細がわかるもの）

④ 母子健康手帳

⑤ 振込先金融機関の口座番号（申請者名義の口座）

⑥ 印鑑

⑦ 母子保健のしおり（未使用の受診票）

※⑦は県外受診の申請のみ必要です